

地域産業委員会 令和5年6月19日・20日
地域力推進部 資料5番
所管 地域力推進課

大田区休養村とうぶの指定管理者の選定について

大田区休養村とうぶは、長野県東御市に設置された保養施設であり、株式会社信州東御市振興公社が指定管理者として管理業務を行っている。現行の指定管理期間が令和5年度末をもって終了するため、大田区休養村とうぶ条例第13条に基づき、次期指定管理者を選定する。

1 対象施設

大田区休養村とうぶ
長野県東御市和6733番地1

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間（予定）

3 選定方法及び手続き

公募型プロポーザル方式
選定委員会を設置し審査する。

4 主な手続き日程（予定）

項 目	日 程
募集要項の公表	令和5年6月21日
事業者説明会	7月10日
応募受付	8月中旬
選定委員会の開催	9月中旬から10月中旬
指定管理者の指定（議案上程）	第4回定例会